

豊後府内の教会領域について

——絵図、文献史料と考古学資料に基づく府内教会の諸施設とその変遷——

五野井 隆 史

はじめに

豊後府内におけるキリスト教の宣教は、日本におけるキリスト教宣教の原点として位置づけることができる。キリスト教宣教の最初の拠点となつたのは大内義隆の城下町山口であつたが、宣教師に保護を与えた義隆とその後継者大内義長が相次いで死去したために、山口における宣教活動は一五五六年に僅か五年で頓挫した。一五七一年にキリシタンの町として出発した長崎は、キリシタン達が移住して来て始まつた町であり、一五六七年に初めて宣教された旧町とは別個に発展した。長崎は日本では類例のない純粹培養とでも言うべきかたちで形成されたキリシタンの町であった。

豊後府内のキリスト教界は、長崎のそれに先立つおよそ二〇年前の一五五三年にパードレ・バルタザール・ガーゴラによつてその基礎が築かれ、一五五六年から一五六二年まで日本のキリスト教界の中心として位置した。その間、教会周辺には関連の諸施設が増設されて一大宗教センターとなり、これらの諸施設は一五八〇年代半ば過ぎまで機能した。異教社会の中にあつて、キリスト教界がどのように基礎を築き進展し

ていったのかという基本的な問題を考える時、府内教会の変遷とその有り様は、日本における初期教界の実態を究明する上で多くの示唆を与えてくれるのではないかと考える。西国・九州において当時最大の都市の一つであつた豊後府内において、キリスト教会の領域と教会関連施設がどのように進展していくのか、すなわち一五五九年以降に府内教界の中枢を担うことになる慈悲の組 Misericordia の会員達が関与した病院と慈惠院などを包括する教会領域がどのような変遷を遂げたのか、宣教師達の書翰や報告書などからなる文献史料、絵図史料、及び考古学資料によつて検討する。

一、絵図史料から見た教会の位置

大分市歴史資料館には、戦国時代後期の府内の町を描いた絵図、所謂、「府内古図」が寄託されている。その作成の時期は江戸時代初期とされる。同資料館には他にその写図が二点ある。写図作成の時期は不明である。この他に、高山龍五郎氏所蔵の写図二点が確認される。⁽¹⁾⁽²⁾ 大分川の東側に位置する府内の町を四本の大路が南北に走り、その四本目の一つ（四之大路）が寺町筋と称する道である。これと交差して林

小路町を抜けて東西に走る道がある。この二本の道が交差する西北の一
角に一寺とその寺域が描かれ、「キリシタンノコト タイウストウ ケ
ントク（顯徳）寺」の記載が見られる。その位置は大路の中町（中丁）
と下町（下丁）の中間に当たる。「タイウストウ」は「デウス堂」、すな
わち教会堂のことである。東西に走る道を隔ててその向かいに禪寺祐向
寺があり、同寺の右側には南北に走る大路に沿つて若宮八幡宮が見られ
る。同大路の下町には大智寺と大雄院があり、大路を挟んで妙巖寺が見
られる。教会は寺町の一角、西南の地を占めていたことが知られる。

大友義鎮が居住していた「大友御屋敷」すなわち大友館は、教会とは
大路二本を隔てた所にあつたが、「御西町」の一町（丁）を挟んだ大友
館の裏手に位置していた。仮の教会（修院）が大友館から近距離の所に
あつたことは、一五五三年の四旬節の二日目（二月二六日、天文二二年
閏一月四日）に府内において騒擾が起つた際に、イルマン・ジョアン・
フェルナンデスが国王の屋敷（大友館）⁽³⁾に早速駆けつけて義鎮に会見し
彼を慰撫していることから示唆される。

この時期、府内にはまだ教会ではなく、義鎮がパードレ・ガーゴに与え
た家を修院（カーザ）として用い、その中に祭壇を設けていたのである
。教会が建てられるのは、義鎮に対する謀反事件が一段落したのちの
一五五三年夏以降のことであったと思われる。⁽⁴⁾ 当時、教会は仏教寺院の
一つのように見られていたようであり、仏教寺院ながらに「ケントク
（顯徳）寺」と通称されていた。宣教師達が自ら名乗つたのか、彼等が
キリスト教の教えに仮託して「顯徳」の寺号が採用されたのであ
るか。教会及び大友館をも含む一帯は、現在、「顯徳町」と呼称され
ているが、江戸時代を通じて用いられた町名であったのか、明治期以後
になつて伝承されていた旧地名が復元・採用されたものであるのか、明

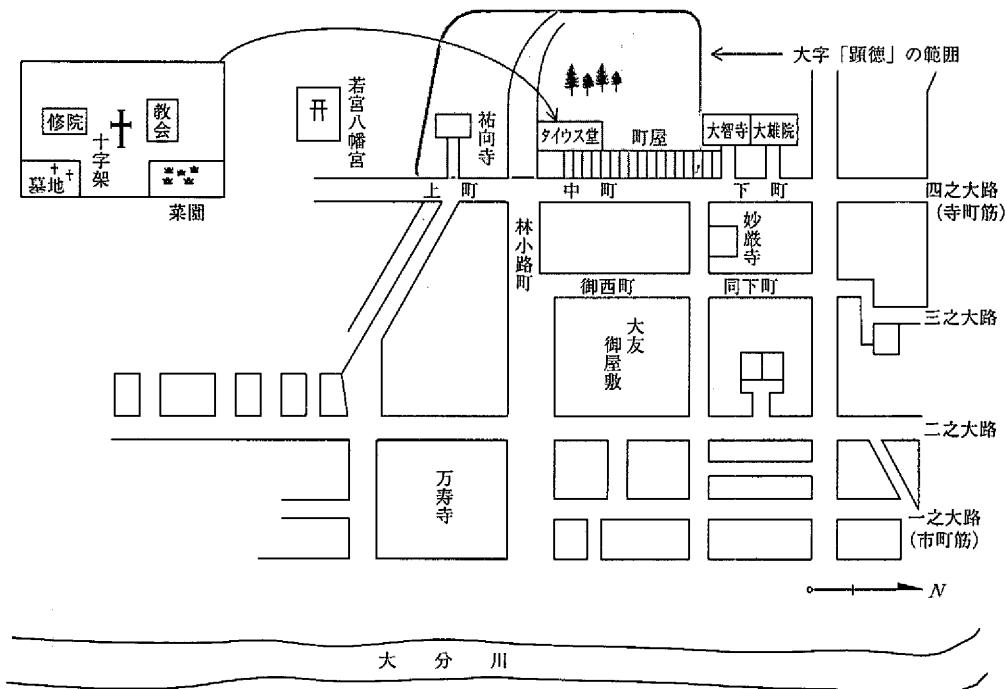


図1 1553年 府内教会地推定図（「府内古図」による）

確でない。なお、「府内古図」に基づく中世・府内の町の復元が試みられている。⁽⁵⁾それによると、教会の左側、大路の中町に「府内病院」があり大智寺に隣接して建っている。

二、中世大友府内町跡発掘と墓地

大分県教育委員会が、戦国期の都市府内の復元のため大分駅周辺総合整備事業に伴う発掘調査の一環として、「中世大友府内町跡一〇次調査Ⅱ区」を行ったのは、二〇〇二年一月から八月までのことである。以下、大分県教育委員会・大分市教育委員会編「平成十四年度中世大友府内城下町跡発掘調査指導委員会資料」（平成十四年七月三日・八月一日）

に基づいて、教会に関連する発掘の調査結果について解説する。

この発掘調査Ⅱ区の初期段階において、一七世紀後期以降の水田水路跡が検出され、明治二年に作成された地籍図と遺構がほぼ一致することが確認された。その結果、東西に延びる道路遺構が近世の水田化以後には水路となっていたことが判明した。一〇次調査Ⅱ区の目的は、「府内古図」に描かれた林小路町から西進して、南北に走る大路に位置する上町と中町の間を西に抜ける道路と、その両側に連なる町屋遺構を確認することであり、また一つには町屋の北側に描かれている「タイウス堂」が道路に接していたか確認することであった。

発掘調査によつて明らかになつたことは以下のとおりである。一、一

三、イエズス会史料に見られる教会諸施設

(一) 一五五三年当時の教会施設

六世紀中頃に道路と側溝が現状の位置に作られ、その北側に狭い溝で区画された広い区域が存在する。その外側に早桶一基が確認される。埋葬方法は坐葬である（一期）。二、一六世紀後半には道路に砂利が敷かれ、側溝は南側に移動している。その北側は東西に分割され、西半分は墓地、東半分は井戸や廐棄土坑等が集中する中町の南北道路に面した町屋となつてゐる。三、墓地（墓穴）は一五七〇～八〇年代を中心に幼児の埋葬（二期、一五六〇～七〇年代）から成人列埋葬（三期、一五八〇年代）に移行している。四、発掘地点には火災層が確認されず、同付近は一五八六～七年に府内に侵攻した島津勢による破棄を免れたとされる。

墓については木棺一七基が確認されているが、二・三期の墓とされるのは一六基である。このうち幼児埋葬は一一基で、九基は二期に該当する。埋葬された幼児の遺体は七歳以前と推定されている。三期の墓七基のうち成人と推定される四基の配列は南北方向で、北頭位の埋葬を東西に列状に並べている。この埋葬方法は一九九八年に大阪府高槻市で発見された旧高槻城キリシタン墓地に類似するとされる。

遺構はすべて一六世紀後期のものであり、墓の構築年代はその上限が一六世紀第三四半期、下限が一五八〇年代とされる。この時期は府内教会の存続期間にほぼ一致している。一六基の墓が集中している地域は埋葬が繰り返されたようであり、当該地が墓地であったと見なすことができるようである。「タイウス堂」すなわち教会が中町の西南の一角に当たる町屋の背後に位置し、墓地が教会敷地の南部分にあつたことは確實である。

たが、もう一つの目的は、義鎮に請願した布教許可状の文面についてト
ルレスから指図を仰ぐためであった。ガーゴは、トルレスが山口において
すでに入手していた布教許可状の内容を確認した上で、それと同内容
の許可状を作成してくれるよう義鎮に嘆願していたからである。⁽¹⁾

ガーゴがイルマンのフェルナンデスとアルカソヴァと共に山口から府
内に帰還したのは、翌一五五三年一月一〇日である。その翌日にガーゴ
は義鎮を再訪した。彼はインド副王に対する書状を作成させて、その中
で自領内に来るパードレラを保護する旨を確約し、ガーゴには布教許可
状を交付した。⁽²⁾ その許可状には、教会建築のための敷地を付与する旨も
書かれていたようである。メルシオール・ヌーネス・バレトが一五五四
年五月にゴアからイグナティウス・デ・ロヨラに書き送った書翰は、教
会用敷地について次のように報じている。

豊後の国王はイエズス会のパードレ達に、彼等が教会 iglesia、宿
舎 aposento、菜園 huerto 及び彼等の望むものすべてを作る」とが
であるようくに永久に付与するものとして地所 campo を与えました。
貌下は豊後及び山口の国王の授与状 provisiones によて了解され
る」とでしよう。

右の授与状すなわち土地寄進状は、日本語で作成され、これにポルト
ガル語の説明が付されていた。義鎮は、その寄進状の中で、その付与し
た地所においては何人も死罪に処せられることも逮捕されることもない
特権、所謂、アジーールを与えた。さらに、キリスト教に改宗を望む者に
危害を加える者は罰せられるとの一項目をも付加した。こうした特権は
すべて山口の大内氏が与えたものと同じであった。⁽³⁾

ヌーネス・バレトは、一五五四年にゴアに戻ったアルカソヴァ修道士
がもたらした義鎮の布教許可状及び土地寄進状を見、またアルカソヴァ
から得た情報に基づいて、右のような内容を報じたのである。義鎮が

ガーゴに付与した土地は、「たいへんすばらしい場所 lugar にある地所
campo」であつて、同地には修院 casa が造られ、⁽⁴⁾ さらに七月二一日に
「たいへん大きい十字架一基」が建てられた。⁽⁵⁾ ルイス・フロイスは著書
『日本史』の第一部（第一〇章、一五五三年）において、前記アルカソ
ヴァの書翰に拠つて次のように記録している。

国王はパードレに、彼等がそこに到着した同じ年に修院を建てるた
めの敷地一カ所 hun sitio を与えました。聖マリア・マグダレナ
の祝日（七月二二日）の前日、パードレはそこにキリスト教徒と共に
に、その新しいキリスト教界の信心と熱意のうちに非常に大きい十
字架一基を建てました。この最初の年に、府内の市及びその周辺に
おいて三〇〇名ないしそれ以上の人々が洗礼を受けました。⁽⁶⁾

ガーゴが義鎮から与えられた地所はかなり広かつたことが推測される。
そのため、ガーゴはキリストian達と相談の上、その一部に墓地を設ける
ことにした。

彼等はまた、私達のたいへん広大な敷地内の一部にキリスト教徒達
が埋葬されるようにパードレと定めました。そして、彼等はたいへ
ん美しい墓石一基 huma tumba を準備し、最も身分の高い者達が
熱心に死者のために「葬儀に」参列しています。⁽⁷⁾

ガーゴらの一行為が山口から府内に戻った二月一〇日以降、マグダレナ
の祝日の前日七月二一日までの間に、義鎮が与えた広い土地には先ず修
院が建てられ、墓石一基を置いた共同墓地が造られ、大きな十字架一基
が建立されたことが、アルカソヴァの書翰によつて知られる。当然のこ
とながら、小教会とでも言うべき礼拝堂が造築されたことは、ガーゴの
ロヨラに対する一五五五年九月二三日付の書翰によつて確認される。す
なわち、当地の領主 Senhor desta terra が寄進した地所 campo に一棟
の修院と礼拝堂 capella を所有したが、主日（日曜日）や聖なる日（祝

日)には多数の者が集まるため修院は小さすぎて入りきれなかつた、とされる。狭い礼拝堂には十分な収容力がなかつたため、ミサ参列者のために修院も開放されたが、それでもキリシタン達を収容できなかつたことが知られる。

修院が建造された時期は、「私達はそこに修院」と礼拝堂 huma casa e capella を造り、間もなくそこに大きな十字架一基 huma alta cruz を建てました」という記事からすると、七月二一日以前のことであった。修院と礼拝堂の建造は、服部右京大輔らが一月二六日に義鎮に対して起こした謀反が鎮圧されたのち、ほどなくして着工されたようである。ガーゴラは山口から戻った時、前年ゴアから府内到着時に拝領した屋敷、おそらく大友館の近辺にあつた屋敷に落ち着いたと思われるが、府内帰還後の六日目に発生した謀反の際には、前述したように、フェルナンデスがすぐに大友館に駆けつけることができたから、その屋敷は大友館から近距離の所にあつたのであるう。

謀反の鎮圧後、ガーゴラは「土地の異教徒達の司祭である一人の坊主の家」すなわち仏寺に転居した。⁽¹⁶⁾これはアルカソンヴァの書翰から知られる。なぜ、彼等が義鎮から拝領した屋敷から仏寺に移つたのかは明らかでないが、彼等はその後に修院に移転した。謀反に関与した者達の屋敷が焼かれ類焼した家が三〇〇軒に及び、その近辺に彼等が住んでいた屋敷があつたために、義鎮は彼等を敢えて仏寺に住ませることになったのかも知れない。仏寺における仮住まいは修院が新築されるまでの数カ月間に及んだようである。修院の建築工事は三月以降に始まり五、六月頃、遅くとも六月中には完成していたであろう。

なお、アルカソンヴァは二月一四日に府内を発つて平戸に向かい、一〇月一九日にドゥアルテ・ダ・ガマの船で同地からゴアに赴いたが、その平戸滞留中に豊後にいて起こったことについては逐一報告を受けてい

たようである。義鎮がガーゴに発給した土地寄進状をゴアにもたらした彼は、その寄進された土地を実際に見て知っていた。「たいへんすばらしい場所にある」「広大な」土地のポルトガル語はcampoである。これは、人が住んでいない土地や空間 terreno を指し、「野原」の意味でもある。フロイスが用いたsítioは、ある目的のために使用された場所 lugar や空間 espaço を意味する。彼は府内に教会と修院が建造される以前の原風景については何も知らなかつた。修院や小教会（礼拝堂）の建物と墓地、そして大十字架はまったく新しい空間に構築されたものであり、その空間はいわば野原のような広大な空き地であつたように思われる。南北に走る四之大路の中町・下町には町屋が軒を並べていたが、中町の裏手には広大な空き地が広がつていた」とは「府内古図」から容易に知ることができる。

中町の裏手に建てられたイエズス会の修院は、その近辺にいくつかの寺院があつたために仏僧や仏教徒達の中傷と攻撃の対象となり、夜には石を投げつけられることがしばしばあつた。これを知つた義鎮は修院の近くに住む家臣達に何度も伝言を送つて仏僧らが投石しないよう監視して宣教師達を警護するよう指図した。⁽¹⁷⁾義鎮が再三家臣達に警護を命じたことは、宣教師達に対する嫌がらせが尋常でなかつたということであろうか。修院の付近、大友館の裏門に面する大路にある御西町や林小路町には義鎮の家臣団が集住していた可能性が高い。

(二) 一五五五年設立の育児院について

ユダヤ系ポルトガル人の商人ルイス・デ・アルメイダは、パードレ・ガーゴがポルトガル国王に送付した一五五五年九月二〇日付の書翰によると、ロヨラの「靈操」を行うために平戸から豊後府内に来ていて、幼児達が貧困などのために殺されてしまふ、所謂、間引きについて知り、

その救済のために行動した。⁽¹⁸⁾ 幼児達の収容と養育のために施設を設けるため一〇〇〇クルザードの大金を提供した彼は、その施設に幼児達を連れて来るための法的保証が領主義鎮から得られるよう、イエズス会宣教師が尽力することを求めた。ガーゴはアルメイダの意向を義鎮に伝え、これに賛意を示した彼はイエズス会とアルメイダが望むままに行うことを見計った。このため、幼児達の養育のために、「キリスト教徒の乳母数名、牝牛二頭とその他の物品」を取り揃える準備がなされた。アルメイダが直ちに動いたことは推測できることである。

ガーゴはロヨラに対する同年九月二三日付の書翰においても、ポルトガル国王宛書翰におけると同内容のことを報じているが、そこでは「私達が設立した病院 hospital⁽¹⁹⁾」と明記している。この hospital (hospital)⁽²⁰⁾ が字義通り「病院」を指すのではなく、「育児院」を指していたことは前後の文脈から見て明白である。育児院は、ガーゴが「私達が設立した・・・」と記しているように、イエズス会の名において管理・運営されることが了解されていたのである。このため、彼は修院を訪れた義鎮に育児院設立の意向を伝えて許可を仰ぐと共に、同事業に対する支援を求めたようである。彼がインドとポルトガルの同僚達に送付した同日付の書翰の一節は、幼児達のために用意される一軒の家を義鎮から入手することを前提としていたことを示唆している。⁽²¹⁾

余裕はなく、既存の家が育児院に宛てられたと見るのが妥当であろう。育児院についての記載はまったく見られない。義鎮が間引きについて心を痛めていたということであったから、育児院のための家の入手に際して、彼が何らかの援助を申し出たことが考えられる。

育児院のための家はどこに求められたのであろうか。イエズス会の関係者がこれを管理し世話をしなければならず、また幼児に飲ませる牛乳を

得るために牛を放牧する必要があつたことを考へると、修院に近接し、牧草地ないし野原が近くにあることが求められた。修院に隣接する町屋の辺りにその家はあつたように思われる。

(三) 一五五六年、教会施設の拡充

一五五六年は、日本の初期キリスト教界にとっては最初の受難の年となつた。山口における内乱のため教会（大道寺）が焼かれ、トルレスら宣教師は五月初めに同地から退去を余儀なくされたからである。彼らが避難して来た府内の町も、彼等異国の宣教師達には必ずしも安住の地ではなかつたようである。六月半ば頃に小原鑑元らによる謀反が起つて、彼等の保護者義鎮が一時府内を離れて白杵・丹生島城に退避したからである。⁽²²⁾ この謀反の最中の七月初め、ゴアからインド管区副管区長のヌーネス・バレトが府内に到着した。彼は三ヵ月間余り滞在し一ヶ月に同地を去つた。以上のことが推移する中で、イエズス会は義鎮から家屋敷を贈与され新しい土地を購入した。これについて言及した書翰と報告の一部を先ず紹介する。

A ヌーネス・バレトに随行して来日したパードレ・ガスパール・

ヴィレラがポルトガルの同僚達に送付した一五五七年一〇月一日付、平戸発信の書翰がある。エヴォラ版『日本書翰集』（通称『日本通信』）に收められ、その翻訳はすでに村上直次郎博士によつてなされているが、その原文では次の部分が省かれている。

パードレ・バルタザール・ガーゴが「平戸」出発した時、私達は豊後の市（府内）に地所一カ所 hun campo を購入しました。と言つるのは、私達が以前に所有していた地所が狭かつたからです。その地所は、現在豊後「府内」にあるうちで最良のものであり、私達が以前から所有していて、そこに教会があつた地所に隣接していま

す。この時期に、同地の国王は私達に木造の家数軒を与えました。

それらの家はこの地では大きいに価値がありますので、その恩恵は小さるものではありませんでした。そしてそれと一緒に、彼は毎年五〇クルザードの扶持 renda を与えました。これらの扶持は、その徵収に關わっている者がそれを受け取ることになつてゐるために「まだ」支払われていません。私達は全員を友人と見なしていますので、この件について私達は自分達が請求するか、あるいは話す機会を得て何らかの理由が与えられる時までは話しません。

私達はすぐにその人々を取り除いて購入した地所を均し、それらの家かい、一一〇〇人の者が収容できる教会を造りました。同様に、私達は他にも同教会に私達が宿泊するための部屋を造りました。この教会は〔一五〕五六六年の諸聖人の日（一月一日）に完成しました。その教会で、パードレ・メストレ・メルシオール〔・ヌーネス・バレト〕が甚だ莊厳に最初のミサを挙げました。そしてその終わりに、私達は多くの涙を流して祈りました。その涙は各人がこの日本の荒野において広められる主への奉仕について抱いている愛と希望をはつきりとした徵で示していました。⁽²⁵⁾

B ヴィレラの右の書翰の一節（エヴォラ版ではこの箇所は省略されていない）。

市（府内）のキリスト教徒達の他に、八ないし一〇レグア（一レグアは五キロメートル）の各地から、多数のキリスト教徒が降誕祭の夜のミサのために来ましたので大人數となり、そのカーザ（新教会を指す）すなわち教会と、居室と私達が宿泊していた寝室 camaras e aposentos donde dormiamos、その他に現在教会がある所と境を接している別の地所があつた教会に入りきれないほどでし

た。⁽²⁶⁾

エヴォラ版『日本書翰集』では、次のように略述されている。「そのカーザ、すなわち教会と、私達が宿泊していた人々 casas onde pousavamos と、その他に別の地所にあつた教会」となる。⁽²⁷⁾

C トルレスがポルトガルのイエズス会員に書き送った一五五七年一月七日付、府内発信の書翰の一節。

インド副王使節「の來着」によつて、当地の国王は私達に杉材で造つた、当地で最良の家数軒と、毎年五〇ドゥカードの扶持 renta とを与えました。もつともそれを扱つている者が国王の家臣であつて、十分にそれを支払つてくれません。なぜなら、私達はこの件について与えてくれる物は受け取りますが、与えられるべき物を「受け取つていないと」請求しない人々であるからです。私達はまた同国王の同意を得て広くて良い地所一ヵ所 hun campo bueno y grande を購入しました。その地所はその土地では最良のものです。さらに、彼がすでに以前に与えてくれたものはたいへん良い地所であつて、それは私達が購入した地所と境を接しています。

国王が私達に与えた家 las casas については、私達はこれを教会と

なし、他の住居とそこで泊まるための宿泊所を設けました。私達が購入した地所にかの教会を建てる際には、キリスト教徒達が労力を提供して私達を援助してくれました。そこで最初のミサが挙げられたのは、諸聖人の日のことでした。ミサはパードレ・メストレ・メルシオールがすでに乗船していた船から来てあげました。⁽²⁸⁾

D フロイスが一五八五年に著した『日本史』第一部、第一六章の一節。

彼等（トルレスら一行）が到着すると、国王は彼等に自分の家数軒を与えましたが、それは当地で最良のものでした。そこで、パードレ達は国王の承諾を得たいへん良い地所一ヵ所 *hum chão* を購入しました。それは、彼が最初に与えた地所に接していました。さらには国王はその家のために毎年一定の扶持 *huma certa renda* を与えることを命じました。⁽²⁹⁾しかし、これを担当していた者が支払いをしませんでした。

右の各史料によつて明らかになることは、イエズス会が一五五六年に、（一）義鎮の承諾を得て土地を購入し、（二）義鎮から家数軒を贈与され、（三）教会を新築したことである。

一五五三年に義鎮から拝領した地所に建つ教会（礼拝堂）と修院が、

トルレスらが山口から避難して來たことや、キリスト教の増加によつて手狭になつて來たことが、ヴィレラの書翰から示唆される。新地購入はトルレスが府内に避難して來てのち、まもなく検討され始めたのである。しかし、大友領内では六月半ば頃に小原氏による内乱が發生して、義鎮が一時臼杵に退避して來たこともあり、イエズス会としても土地購入の許可を彼から得る機会を見出せなかつたかのようである。

ヌーネス・バレトとインド副王使節メンデス・ピントが府内に到着したのは、内乱が終息に向かつて來たと思われる頃の七月初めのことであつた。内乱鎮圧の日処がついた頃にヌーネス・バレトを引見した義鎮は、「杉材で造つた、当地で最良の家数軒」と扶持として五〇クルザドをイエズス会に付与した。彼が家屋敷を付与した時期について、フロイスは二〇年後に執筆した『日本史』において、トルレスの府内避難後としているのに對し、トルレス本人は一年後の書翰において、「インド副王使節「の來着」によつて」と述べている。トルレスの記憶はまだ鮮明であつたと言えよう。

イエズス会は、義鎮から家屋敷を贈与されたと同じ時期に、彼の同意を得て新たな地所を購入した。その時期は七月中旬以降八月中旬までのことであつたと推測される。その地所は、「現在豊後〔府内〕にあるうちで最良のものであり」、「広くて」イエズス会が以前から所有していく、そこに教会があつた地所に隣接していた。一五五三年に拝領して所有してきた地所も甚だ良好な土地とされていたから、同会は府内の「一等地に」ある地所を二ヵ所も所有したことになる。

購入地に建てられた教会の落成式は、一一月一日諸聖人の祝日にヌーネス・バレト司式によって執行された。彼はその時すでにインド帰還を予定して乗船していたが、病氣をおして新教会にやつて來て落成を祝つた。

新教会建設の着工は、地所購入後まもなくのことであつたようと思われる。新教会はまったくの新築というのではなく、義鎮から贈与された屋敷を改造改築するかたちで行われたようである。ヴィレラは、「私達はすぐにその家々を取り除いて購入した地所を均し、それらの家から教会を造りました」と伝える。この「家々」とは、義鎮が贈与した「杉材で造つた」木造の家数軒のことである。贈与された屋敷を一時移動させて、購入した土地も含めて整地したのちに、再び屋敷を移してこれを教会用に改修したのである。「それらの家から」とは、その屋敷を利用してという意味であろう。数軒の屋敷の一部は修院にも宛てられたであろう。

贈与された屋敷は、購入された敷地内に立地していたことが推測される。このため、イエズス会は家屋敷贈与後ほどなくして、これを改修して教会として使用すること、そしてこの屋敷を取り巻く一帯の土地を購入することを決定したのである。この決定事項をもつて義鎮側との交渉が始まり、義鎮は屋敷の教会への改造を了承し、新しい地所の売却

を容認したということになる。アルメイダがヌーネス・バレトに一五七七年七月一日付で書き送った書翰の一節は、屋敷が教会に改造されたことを裏付けている。

この国王は私達に数多くの恩恵を施し、大きな友誼を示していますので、私達は全員靈的にも俗事でも私達の主なるデウスに彼のためにはいに懇願して祈る必要があります。なぜなら、尊師が知つてのとおり、彼はその家全体が杉材でできているこの教会を私達に与えたからです。それは、私達がそのような別の教会を造るとしたら、⁽³⁰⁾一〇〇〇クルザドでも造ることができないからです。

整地並びに造改築の費用は、その大部分は義鎮が負担したように思われる。

降誕祭を迎える二月二十四日の夜に行われたミサには、ハレグアないし一〇レグア離れた村々から多数のキリシタンが参集したため、聖堂と司祭用居室からなる新教会はキリシタンで一杯になつた。この新教会が建つ地所に接する別の地所、すなわち一五五三年に建造された小教会にもキリシタンが入り切れない状態であったことは、ヴィレラが報じるどおりである。この小教会は、アルメイダの前記書翰によると、一五五七年の復活祭（四月一八日）にもなお存続していたようである。今はその真偽のことについては触れず、小教会が「下の地所」にあつたことを確認することにする。

木曜日（一五五七年の聖木曜日、四月一五日）の夜に、私達は十字架上のキリストの大きな像を掲げて行列をし、下の地所 campo debaixo にある教会まで行きました。⁽³¹⁾

バルタザール・ガーラがインドの同僚に送った一五五九年一月一日付の書翰は、イエズス会が府内に二カ所の地所を所有していたことを伝えている。

私達は、豊後の町 povoação に地所一カ所を所有しています。すなわち〔一つは〕下の地所 [campo] debaixo や、[二つは] には初め一軒の家が建てられて教会に利用していましたが、今は腫れ物（ハンセン病カ）boubas やその他の各種の傷を負つた者の病院 hospital になっています。そして次いで、本年一五五九年にこの土地の前面に右の上に土台を据えた大きな木造の家が一軒、他の種類の病気〔治療〕のために建てられました。・・・教会がある上の地所 [campo] de triba は樹木や竹に取り囲まれていて、私達はそこで過り) しています。

府内の教会領域が一五五六年に至つて拡大し、そこに建つ建物も増えて教会施設が拡充されたことが確認される。イエズス会は、一五五六年七月以降に義鎮から家屋敷を贈与されたのを機に、その屋敷を含む地域に新地を購入した。この新地は「上の地所」と称され、「下の地所」と境を接していたから、上下二カ所の地所を合体した教会領域はかなりの広さであったことが知られる。「上の地所」は樹木や竹藪に取り囲まれていたというから、「府内古図」に描かれている教会裏手の景観は、ガゴの記載の正確さを証明していると言える。同地域の発掘調査に長く携わつてこられた田中裕介氏によると、祐向寺からタイウス堂の西側の裏手に拡がる一帯は旧河道が埋没した低湿地であつた。

「上の地所」にあつた義鎮贈与の屋敷の表玄関は、林小路町から西に走る道に面していたようであり、若宮八幡宮や上原館を前方に望むことができたであろう。一方、造改築後の教会の正面は東に面することになつたと推測され、南北に走る大路に向き合うことになつたと思われるが、教会領域から直接大路に出る道はなく、町屋の小路を通つて大路に出るしか方法はなかつたようである。

(図) 一五五七年建造の病院

トルレスが教会の敷地内に病院を建設することを考えるようになったのは、新しい教会が「上の地所」に完成した一五五六年一月以降のことであったであろう。「下の地所」にあつた空き屋同然となつた小教会と修院をいかに活用するかが、彼の検討課題となつてゐたと思われるからである。降誕祭前夜のミサに多数のキリストianが集まつたために小教会は臨時の措置として利用されたに過ぎず、普段は日曜日のミサにも使われるることはなかつたようである。

トルレスが病院建設を決断したのは降誕節に入つて数日後のことであつた。降誕祭の翌日（二月二八日）に、彼はヴィレラ神父とイルマン・フェルナンデスを府内から一〇レグア離れた朽網に派遣したが、その数日後にフェルナンデスに府内帰還を命じた。ヴィレラが報じるところは、以下のとおりである。

数日が経つた後、パードレ・コスマ（コスマ）・デ・トルレスは、主（神）の事柄が進展し賛美されるように、国王にあるいくつかの問題について話すためにジョアン・フェルナンデスが必要となつて彼を呼び寄せました。私達には病院を造ることが良いと思われました。それは彼等（日本人）の間では新規なことです。なぜなら、それは彼等が良いことであると知つていても、貧者達と関わり合うことは汚らわしく貶しいことと考えてゐるからです。この件について私達は国王に話しました。彼は自らそれを造ることを決心していたこと、しかし、そのための時機が至らなかつたので、それを造らなかつた〔と言つて〕、何と喜んだことでしょうか。私達は直ちに実行に移し、現在の教会がある地所 campo に隣接していける「別の」地所にこれを造りました。そこには以前に教会がありました。私達はそりに二つに仕切られた部屋 repartimento、すなわち負傷者や容

易に治療する」とのできる病人のための一室と、この部屋の奥にあるハンセン病患者 leprosos のための別室とからなる大きな家一軒を造築しました。当地にはハンセン病患者が極めて多数おります。⁽³³⁾ 右の書翰の一節によつて、トルレスが病院建設を決断したのが降誕祭の数日後のことであり、義鎮との交渉のために日本語に精通していたフェルナンデスを巡回先の朽網から急遽呼び戻したことが知られる。彼の義鎮訪問は二月末ないし翌一五五七年一月早々のことと、病院の建築は一月中に、遅くとも二月初旬には着手され、聖週間の聖木曜日（四月十五日）までには完成してゐた。すなわち、ヴィレラが「聖木曜日、……その時間（ジシピリナ、すなわち鞭打ちの苦行）が終わつてから、私達はベールで覆つた大きなキリスト磔刑の像を掲げ、ラダイニヤ（連祷）を唱えながら病院 ospital に向かつて行列して行きました。その病院は以前に教会があつた地所にあり、今私達がいる所に隣接しています」と述べていることから、病院がすでに完成してゐたことが知られるからである。病院の建築は一五五三年建立の小教会を改造するかたちで進められたようである。また、病院の規模については、「二つに仕切られた部屋からなる大きな家」というヴィレラの指摘がある。かなり大きな病院であったことが推測される。

「下の地所」については、これを二分割して、病院と墓地に宛てる」とにした。トルレスが一五五七年一月七日付の書翰において、

国王がパードレ・バルテザール・ガーデに与えた地所 campo を一分して、一つは死者達のために用い、もう一つは国王の許可を得て病院 ospital に利用されましたので、彼と領内の人々皆がこれをたいそう喜びました。当病院は二つに仕切られています。すなわち、当地に数多いるハンセン病患者用であり、もう一つは他の諸々の病気のためのものです。⁽³⁵⁾

と述べてゐる」とによつて、病院建設が当初から「下の地所」に墓地を造築することも含めて計画され、同時期に着工されたように思われる。⁽³⁶⁾

墓地がいつ完成したのかは明らかでない。前に引用したアルメイダの「一五五七年一月一日付の書翰による鞭打ちの苦行」とは、一五五七年の聖木曜日（四月十五日）に十字架の行列が「下の地所にある教会」まで行われたこと、また同じ日にキリストによる鞭打ちの苦行があり、越冬していたポルトガル人が武装して墓碑 *moinento* を堅固して二三人を除く全員が参加したことである。⁽³⁷⁾ 一五五七年四月の時点で、墓地が整備されていたことを確認することができる。「下の地所」には一五五三年に墓石一基が置かれて墓地の様相を示していたことはすでに述べた。それから四年を経て、墓地も整備・拡充が必要であると判断されたようである。墓石が置かれていた墓域が手狭になつていたと推測される。育児院に収容され養育されていた幼児達の死が予想以上に多く、貧しいキリスト達の死も少なくなかつたからであろうか。

アルメイダの一五六一年一〇月一日付の書翰には、同年の聖週間ににおけるキリスト達の鞭打ちの苦行についての記載があり、そこでは日本人キリストが武装して墓碑を警固していることが報じられている。墓碑を中心に据えたかなり広い墓地は一五五七年四月までには整備され、仏教徒や仏僧による嫌がらせなどを防止するために何か特別の行事がある時には警固人が配置されていたことが知られる。

なお、イエズス会は同じ一五五七年に貧者を収容するための家を有していた。トルレスの同年一月七日付の書翰によると、義鎮が九月六日に修院を訪れて会食した後に、家臣を通じて扶持 *renta* を与える旨を同会に伝えたことに対し、同会は次のように返事をしている。

私達にはまったく必要ではないが、貧者達のための家一軒を造つて、その家では大いに必要としているので、その家のために私達

に与えてくれるよう願いました。⁽³⁸⁾

貧者のための家も、一五五七年の復活祭以後に「下の地所」に造られた。同地所の再利用計画の中で、旧修院を貧者のための家に転用するために造改築されたと言えよう。「下の地所」は一五五七年に大きく様変わりしたことが知られる。

フロイスは『日本史』第一部第一九章において、一五五八年のこととして、「府内のかの貧者達の病院 *hospital* において私達の主であるデウスになされた奉仕は甚だ大きいものであった」と述べている。「貧者達の病院」とは、トルレスが報じた「貧者の家 *una casa para pobres*」のことである。エヴァオラ版『日本書翰集』の編著者フロイスと同様に、トルレス本人の原文にある「*casa*」を採らず、「貧者を収容するための病院 *hum espirital para recolher pobres*」と書換えている。しかし、トルレスの原文表記は尊重されるべきであり、「貧者の家」とするのが當時の実情に合つて相応しいであろう。この家は翌一五五九年には慈惠院 *Casa da Misericordia* と呼称されるようになる。

『日本史』第一部第一九章によると、イエズス会は「薪や修院に必要な物を運搬していた一、二頭の馬がいた厩舎」を所有していた。⁽⁴¹⁾ この厩舎は、「上の地所」の一隅に造られてあつたであろう。

（五）一五五九年、病院の拡充

一五五九年の聖週間にも、聖木曜日（三月二二日）に十字架の行列が、「上の地所」にある教会を出発して「下の地所」にあつた病院まで行われた。⁽⁴²⁾ この行列のコースは一五五七年から始まつたものであり、一五六〇年からこのコースは変更されることになる。

一五五九年の復活祭（三月二二六日）以降七月初めまで、「下の地所」では大がかりな工事が続いた。病院の新築と、そこで働く職員のための

住宅建築、そして貧者の家が慈悲院に改造された。その輪郭は、A ガーヴィーの一五五九年一二月一日付と、B アルメイダの一五五九年一二月二〇日付の両書翰によつて明らかになる。

A 文脈上、すでに引用紹介した箇所も含まれる。

(1) 之の市(府内) povoação に私達は地所 campo 一ヵ所を所有し

ています。すなはち「〔二は〕下の地所で、ここには初め一軒の家が建てられて教会に利用していましたが、今は腫れ物（ハンセン病）やその他の各種の傷を負つた者の病院になっています。そして次いで、本年一五五九年にこの病院の前面に、石の上に土台を据

えた大きな木造の家が一軒、他の種類の病気「治療」のために建てられました。家の真ん中に祭壇があり、聖母訪問の日（七月二日）の前日に完成して、その祝日に最初のミサが挙げられ説教がありま

した。キリスト教徒達は喜び祝いましたが、それは、皆が集まって、彼等のうちの一人が他の人々全員に食事を振る舞つたからです。この家は両側に八室を持ち、「病」人が多い時には一六人を収容することができます。部屋には戸があり、それぞれは閉じられています。この家には、病人達を世話をしなければならない医師 fisico のための部屋 gasalado が隣接しています。家の周囲には縁側 varanda があります。病人は皆診察のためにここに出てきて、原因が取り除かれるために治療を受けます。・・・これらの病院と、職員達の家数軒は下の地所にあります。
(43)

(2) この【療養】事業は、今日までキリスト教徒達や数人のボルトガル人商人の寄進と、修院のなにがしかの物によつて維持されてい

ます。豊後の国王もまた領内が安定すれば毎年三〇〇クルザードになります。りうる扶持を与えてくれます。この事業のために一つの箱(寄進箱)があり、慈悲の組 *Misericordia* の会員達 *Irmãos* が彼等に与える寄

B

ある写本の一節。

進を集めています。箱は毎日曜日のミサの後に開けられ、出費について報告され、その中にある額が帳面に記載されます。これに奉仕する監事（組親）達 mordomos は、病人達や、一二三レグア離れた山間の人々を訪れて世話をしています。そして、彼等が甚だ貧困である時には慈悲の組の箱の基金を与えています。下の地所 campo de baixo にクララと称する六〇歳の女性一人が宿泊しています。彼女は日本の大半を廻っていました。彼女は偶像 pagodes に熱心であったために、これを建造し再建するために諸領主から寄付を集めることを自らの勤めにしていました。⁽⁴⁴⁾

ある写本の一節。

病院 hospital はたいそう進展して います。同様にこれを支える寄進も増えて います。そして、治療に来る人たちが多いため、最初の病院の他にもう一つの家を造る必要があり、それは寄進によつて造られました。一一〇ドゥカードがかかるたかと思ひます。日本人女性一人だけで一〇〇ドゥカードを寄進しました。それは多額の寄進で造られました。それが費やされるとすぐに、主はそれを増やして下さいますので、不足する」とは決してありません。この家（病院）casa には一二人の日本人がおります。今年奉仕しているのはペドロとパウロです。彼等はこれを運営して病人を受け入れ喜捨を出費する」とに關して管理し、そのすべてについて先ずパードレに報告します。
(45)

(2) アジュダ図書館所蔵の写本集にあるアルメイダの書翰の要約。病院も大きくなり寄進も増えていきます。病院へ治療に来る「人が多い」ため、一二〇クルザドの寄進で建てた最初の建物の他に、もう

一つ建てる必要が生じました。今年はこれまで三〇〇クルザドの寄進があり、日本人女性一人だけで一〇〇クルザドも寄進してくれました。この家 casa には二二人の日本人会員 Hrnaos がいます。今年ここで働いているのはペドロとパウロです。⁽⁴⁶⁾

(3) エヴォラ版『日本書翰集』の一節。

病院は大いに進展し、同様にこれを維持する病院への寄進も増えてあります。今年はこれまでに三〇〇クルザドの寄進がありました。そして、当地の女性は一人で一〇〇クルザドを寄進しました。これらの寄進によって多数の貧者が救われています。こうして、これが費やされると、主は増やしてくださいます。そのため不足することは決してありません。

この病院には二二人の日本人会員がいます。彼等のうち二人が毎年これを世話しています。今年奉仕している者はペドロとパウロと言います。彼等は良く奉仕していますので、私達は彼等を今年交代させないことにしました。彼等は、どのようにして病人達を受け入れ、喜捨を使うかということについて取り仕切っています。⁽⁴⁷⁾

ガーゴとアルメイダの書翰から明らかになることは、以下のとおりである。

患者の増加に伴つて一五五七年建造の病院ではこれに十分に対応できず、寄進を仰いで病院を新築した。新築工事は復活祭（三月二六日）以降に始まって七月一日に完工し、翌日落成のミサが挙げられた。新築の病院は礎石の上に建てられた木造の大きな建物であり、一五五七年建造の病院（旧病院と呼称）の正面に向き合うかたちで建てられた。その建築費は一二〇クルザドで、全額寄進に拠つた。病院はその中央に祭壇が設えられ、廊下を挟んで両側に八室が並び、全体が一六室からなつていた各室は戸（襖障子カ）で仕切られて独立しており、最大で一六名の入

院が可能であった。病院には医師（医員）の部屋があり、これは外来者用の診察室であった可能性がある。病院の建物には縁側が廻らされ、入院患者はここに出て来て診察を受けることになつていて。この新病院は、外科やハンセン病以外の様々な種類の病気、すなわち内科用病棟として建てられたものである。一五五七年建造の病院は引き続き外科とハンセン病患者用として使用されていた。さらに、病院で働く職員のための住宅数軒が建てられたが、それらは両病院の側近くにあつた。

フェルナンデスがゴアの管区長に送付した一五六一年一〇月一日付の書翰には、「私達はこの豊後に病院を一つ造つています。これは、隣り合つた地所にあり、私達の「修院」同様に夜間にはずっと鍵をかけて閉じられています。この地所には二棟の家屋からなる病院 dos casas del hospital があり、その一つでは腫瘍を治療し、別の一つでは様々な病気の人々を治療しています。それらの家屋の周辺に二二名の既婚者がおります。また未亡人達の小さな家屋が一つあります」という報告が見られます。⁽⁴⁸⁾ 「二二名の既婚者」とは、慈悲の組の会員達のことであり、彼等が新旧両病院の周囲にあつた家に居住していた。一戸建てであつたのか、長屋であつたのかは明確でない。ガーゴは「職員達の家数軒」と報じてゐるところから見ると、長屋風の建物が数軒、軒を並べて病院の周りにあつたのかも知れない。

病院を世話し管理していたのは、慈悲の組の会員二二名であり、そのうち二名が患者の受け入れと、寄進の受領及び出費について管理していました。二二名のうち豊後出身者六名は病院の世話をして監事を勤め、他の五名は信仰のために平戸から府内に避難して來た大工や鍛冶屋であり、他の一人は山口出身者の娘と結婚していたボルトガル人であるが、彼はその当時病院にはまったく関与していなかつた。⁽⁵⁰⁾

慈悲の組の設立は一五五九年七月とされ、新病院の完成と同時期に入

ルレス神父指導のもとに組織された。ゴアにおいてイエズス会に入る以前に二ヵ月間豊後府内に滞在したことがあるイルマン・ゴンサロ・フェルナンデスはリスボンに送付した一五六〇年一二月一日付の書翰において、次のように報じている。

私はパードレ・コスメ・デ・トルレスのいる所（府内）に到着すると直ぐに、彼に私の希望を伝えて、同地に二ヵ月間滞在しましたが、そこでは主を讃えるべきことが多々起きました。パードレ・コスマ・デ・トルレスは同地に病院を設け、慈悲の組の会員達 *Imagoes Misericordiae* を組織しました。会員のある者達は貧者達を、またある者達は病人達を世話して病院にあります。この地の異教徒達は互いに愛情を持つていませんので、この所作（事業）を見ることはこの上ない驚きでした。そして同様に、どうして貧者を世話し彼等のために家や食べ物の面倒を見る者がこの世にいるのか、と言つています。⁽⁵¹⁾

トルレス指導のもとに設立された慈悲の組の目的は、（一）病院における医療活動とその運営、（二）貧者達に対する教貧活動の二点であつた。しかし、慈悲の組設立の真意は、病院業務をこれに委ねてイエズス会員が宣教活動に専念することにあつた。アルメイダの一五五九年一月二〇日付のイタリア語写本には、「病院の慈悲の組の兄弟（会員）は、一二名の日本人からなります」とあるように、慈悲の組は先ずもつて病院運営のために設立された。病院事業が拡大進展していくために、病院の新築を機に急速慈悲の組の設立も計画され、具体化された、と見ることができる。

下の地所にあつた旧修院を改造したと思われる慈悲院の建物は、前に引用したフェルナンデスの書翰に見える「未亡人達の小さな家」に該当するようである。小さな家であつたとはいえ、そこでは慈悲院としての

機能が果たされていたのであろう。組の会員達の寄合が行われ、貧者達や道行き人達の宿舎になっていたのである。すでに引用紹介したように、ガーゴは一五五九年一月一日付の書翰で、「下の地所」に宿泊していたクララについて述べているが、彼女は勧進比丘尼として寺院再興などのために喜捨を求めて全国を行脚して平戸に至り、同地でキリスト教に接触して改宗したのち、府内に来た女性であった。⁽⁵²⁾ 彼女は豊後出身の未亡人二人と共に同所で奉仕活動に従事していた。イルマン・サンチエス・アイレスは一五六一年一二月一日付の豊後からの書翰において、

私達のこの病院には、毎日治療を受けに来る者達の他に、一〇〇人以上の人々が収容されていますが、私達の主であるデウスは恵みを垂れ、病気の危機のため生命を諦めた多数の者に完全な健康を与えました。これらのうち大半數は、回復できないと考えられた潰瘍の患者です。このように、その多くは当地にいる医師達を信じられないなくなつたのちに、このカーザに来ました。⁽⁵³⁾

と述べている。新築の病院が収容できた入院患者は一六人にすぎず、旧病院の収容能力も限られていたと思われるため、一〇〇人以上の患者を収容するには、両病院があつた地所内にある慈悲院を活用するしか方法はなかつたであろう。フェルナンデスによれば、腫瘍患者の治療が多かつたのは夏の初めから冬の初め頃までであり、日本全国から來た患者一五ないし二〇人が絶えず腫瘍の病棟に入つていたからである。⁽⁵⁴⁾ 従つて、慈悲院は貧者の他に、府内以外の地から來たキリストンや、二つの病院に入院できなかつた病人達の宿泊所として一時的に利用されたようである。そうした人々のためにクララを初めとした未亡人のキリストン女性が奉仕活動していたのである。

一五五九年一一月当時、府内の教会領域には、その下の地所に多くの

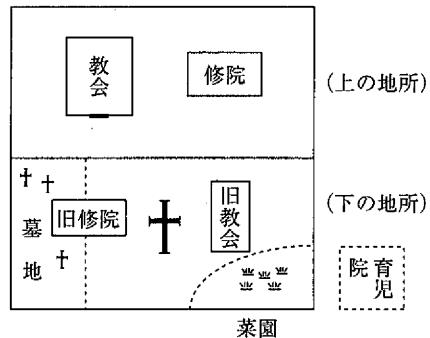


図2 1556年11月当時の教会敷地

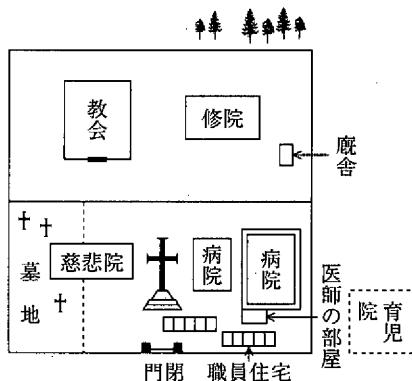


図4 1559年11月当時の推測図

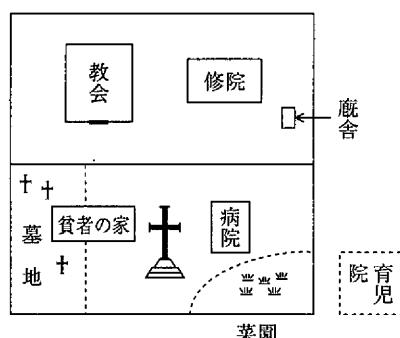


図3 1557年4月当時の推測図

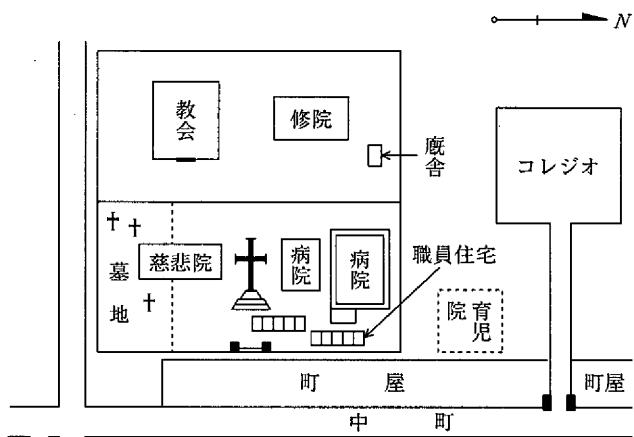


図5 1584年当時の推測図

施設が建つていた。下の地所のほぼ中央部には一五五三年建立の大きな十字架が立ち、その手前に二棟の家屋からなる新旧の病院があつた。新築の病院には医師の部屋（診察室）が隣接し、病院で働く職員すなわち慈悲の組の会員達の家が数軒建ち、さらに十字架の一方側には慈惠院があり、その背後の東南域に少し広めの空間を持つ墓地があつた。

(六) 一五六〇年以降の教会領域

イエズス会が府内に所有していた教会敷地における諸施設の建築は、一五五三年から五九年までの七年間を要してほぼ完了したようである。

そして、これらの施設は島津勢による焼き討ちに遭遇することなく、大友吉統が改易される一五九三年頃までは存続していたようである。この間、イエズス会は一五八〇年（天正八）一〇月に同地にコレジオを設置したことにより、そのための敷地を入手した。このため、同会が所有する土地は中町から下町の方向に拡大した。アルメイダがインド管区長に送付した一五六一年一〇月一日付の書翰には、次のような一節がある。

私達の教会の地所に隣接している土地には、一一ないし一二組の夫婦が居住し、その息子達や下僕達が一緒にいます。アヴェ・マリアの時刻になると、全員が十字架の前に跪いてドチリナ（教理）を唱え始め、ゆうに一時間は続きます。彼等はたいへん忍耐強いので今まで一日も怠ることありません。これはパードレ達が彼等に命じたことではなく、両親が習慣として彼等に課しているからです。⁽⁵⁶⁾

右の一節から明らかなように、イエズス会の地所すなわち下の地所の東側に隣接して一、二軒の町屋が立ち並び、これらは南北に走る大路に沿つていた。それらの町屋は丁度中町に位置していた。府内町跡第一〇次発掘調査結果によると、イエズス会の地所に接する中町について、東西に通じる南側には屋敷の遺構は発見されていない。またここには、

町名も付けられていない。一方、南北に走る大路の西側には町屋の遺構の一部、井戸や廐棄土坑が数個確認されている。ここには中町の町名が付けられており、アルメイダの報じる一、二組の既婚者の家があつた。コレジオの地所は、大路の北に向かって中町から下町にかけて立ち並ぶ町屋の裏手にあつた。イエズス会が、コレジオを設立したのも直接大路に通じる道を確保できなかつたことは、『一五八四年度日本年報』によつて知られる。

今や、フランシスコ王（大友宗麟）は新たに府内の市にあつた古くからのある慣例を破ろうと試みている。それは、同市では何年も前から市民も同市の出身者も誰一人キリスト教徒にならないといふものであった。それで彼は彼らを「キリスト教徒に」促すために私達のコレジオの入口に、コレジオに近接する大通りに面して以前はなかった通用口をもつた一つの美しい玄関を造ることを命じた。⁽⁵⁷⁾

イエズス会はコレジオ設立後四年目にして、教会建築後三〇年余りを経て、教会敷地から大路に直接出ることのできる小路をようやく持つことができた。

ところで、一五六一年以降、府内の教会領域にある諸施設がどのように報じられているのか、特に、下の地所にあつた墓地について検討する。A すでに引用したアルメイダの一五六一年一〇月一日付書翰の一節。ジシピリナ（鞭打ちの苦行）が終わつて、彼等（少年達）は殉教者達〔の絵〕を取り上げて、たいへん整然と帰りました。夜になつて、多数の蠟燭をかざした行列が、私達の修院の下の地所にある慈惠院まで行されました。そこには現在、一基の美しい十字架が立つており、石の階段がその周囲に廻らされています。彼等はそこにしばりとどまつて祈りを唱えました。教会には墓碑を磐固する日本人が武装して残つていました。⁽⁵⁸⁾

B ジョアン・フェルナンデスのインド管区長宛一五六一年一〇月八日付書翰の数節。

(1) 彼等（子供達）に教える順序は以下のとおりです。ミサを聴いたのち、毎日入れ替わって一人が唱え、他の者達がこれに応誦し、ドチリナ・キリストンの主要なものしか唱えません。……正午には全員が教会に集まります。そして、一度にドチリナをすべて唱えることができないので、忘れないように毎日その三分の一を唱え、またよきキリスト教徒となるため毎日一カ条ずつ彼等に説明します。……その後、慈悲院の前にある立派な一基の十字架まで歌いながら行列して行き、アヴェ・クルスを一度歌って十字架を称えてから、各人の家に帰ります。⁽⁵⁹⁾

(2)

〔聖〕木曜日になると、教会にローマ式の黒いアーチを作つて、各アーチの上に彩色した受難の玄義の絵一枚を掲げ、その下にボルトガル語と日本語で説明された張り紙を付けました。子供達は全員黒い衣服を着て、その頭に黒と黄色の冠を被つて、各人が玄義の絵一枚を掲げて出て来て、分かれて行列して十字架を中心にして進みました。至聖なる聖体及びキリスト教徒で一杯の教会の前に差し掛かった時、十字架を持つている者が日本語で玄義を宣べ始めると、全員大人も子供も泣かない者はいませんでした。……次ぎにミゼレレを一回唱えてジシピリナを行つた後、彼等は立ち上がりつて病院の前にある美しい十字架のところに進みました。キリスト教徒全員が泣いて涙を流しながらこれに従いました。……十字架のもとに着いて前と同じことを行い、その場に応じた幾つかの箴言を付け加えました。……正午が過ぎて、キリスト教徒達が聖なる聖体（＊墓）の前で武装し、病院の敷地の門を閉じ周囲を警固してからジシピリナを始め、正午から夜中まで続き

ました（＊長時間続きました）。彼等は黒い布をまとつて顔を覆い、皆次の冠を被つていきました。ジシピリナを行つた者は多く、甚だ熱心にこれを行いましたので、墓碑（＊墓）から十字架まで、また十字架から病院までことごとく血で濡れていました。⁽⁶⁰⁾

(3)

キリスト教徒達の葬儀は、異教徒にもキリスト教徒にも深い感動を引き起こしました。これを担当したのはイルマン・ドゥアルテ・ダ・シルヴァです。貧者には慈悲院 Casa da Misericordia が援助を与えますので、貧者も富者も皆、たいへん立派に葬儀が行われます。最初に経帷子を着せて黒い絹布で被つて棺に納め、白い十字架と、周囲に蠟燭を置きます。死者があることを聞いた時には鐘を鳴らし、手のすいているキリスト教徒は皆、教会に集まります。彼等はこの慈悲の所作に大いに賛意を示していて、死者の家が当地からたとえ一レグアまたは一レグア半あろうとも、男女ともに篤い信心をもつて葬儀に行きます。そこに着くと、ポルトガル人または日本人四、五人がつねに白衣を着け、遺体を家から送り出す前に、臨席のキリスト教徒と異教徒に向かつて肉体及び靈魂の死について何度か説教を行います。慣例となつてゐる諸儀式を終えた後、最前に掲げた十字架をもつて出発し、次に遺体が続きます。私達は〔列〕中央にあってラダイニヤを唱え、キリスト教徒全員がこれに応誦しながら、市外の特定の場所にある墓穴に赴いて、そこに埋葬します。ここ豊後〔の府内〕には平戸及び山口のキリスト教徒が所有しているような墓地を私達は持つていなかからです。⁽⁶¹⁾

先ず、下の地所に建立されていた十字架について確認する。史料Aからは、十字架の周囲に石の階段があつたことが知られるが、これは、基礎の上に数段の石段が築かれ、十字架が立つていたと言うことであろう

か。一五五三年当時建立の大きな十字架であつたと思われ、一五五七年下の地所に病院が建てられた際に、墓壇が設けられて十字架が地所のど位置からも見られるように配慮されたのかも知れない。十字架の位置については、史料B(1)によれば、慈恵院の前にあり、またB(2)によれば、病院の前にあつた。病院と慈恵院は、下の地所のほぼ中央に一段と高い位置に立つ十字架を挟んで向き合つていた。

聖週間の聖木曜日に挙行された十字架の行列の道行きは、上の地所の教会を出発して下の地所に至り、先ず慈恵院に至り、のち十字架のもとに赴いてラダイニヤを唱えながら一部の者がジシビリナの苦行を続行し、さらにそこからキリシタンが警固する墓地に行き、再び十字架のもとに戻つた。そこから病院の前に出て、教会に戻つたのである。

教会敷地内に墓地が設定されたのは、一五五七年復活祭の頃である。前年、上の地所を購入したことによって、下の地所の再利用計画が浮上し、同地所が病院と死者のための用地に二分されたことはすでに述べたことである。アルメイダは一五五七年一月一日付の書翰において、ポルトガル人二名が聖週間の期間に墓を警固していたことを伝えている。写本にはポルトガル語 *moimento* が見られる。「墓碑・記念碑」の意味である。写本は原文表記には忠実である。エヴォラ版編集者はこれを *sepulcro* に置き換えていた。「墓・墓地・埋葬地」の意味である。アルメイダは一五六一年一〇月一日付の書翰で、聖週間の墓地警固について言及しているが、原文書では *moimento* を表記している。エヴォラ版編集者も *moimento* をそのまま用いている。フェルナンデスが一五六一年一〇月八日付の書翰（写本）で表記しているのも *moimento* であるが、エヴォラ版編者は *sepulcro* に置き換えていた。フェルナンデスはまた、府内の郊外にあつた墓地を *semiterio* と表記しているが（写本）、エヴォラ版編者は *adortos* 「教会内墓地」を宛てている。エヴォラ版編者は、

府内の教会領域には平丘や山口にあるような教会内墓地はないと判断して、フェルナンデスが原文で表記したと思われる *semiterio* 「共同墓地・墓苑」を探らなかつたのかも知れない。いずれにせよ、当時府内の教会領域である下の地所には一般的のキリシタンを葬る墓地はなく、彼等の遺体は府内の町はざれに決められていた埋葬地に運ばれて埋葬されていた。下の地所にあつた墓地に埋葬されたのは、発掘された遺体から見て、育児院で養育されていた幼児や子供、あるいは病院で死去した患者、慈恵院に仮住まいしていた者達や教会関係者であったと推測される。

一五五七年に下の地所の一半が、なぜ墓地に宛てられたのであるか。まともな埋葬地が必要になつていたのであるか。おそらく、一五五五年に設けられた育児院に収容されていた乳幼児の死が意外に多かつたということではなかろうか。発掘調査によつて、墓域の一部から幼児と子供の遺体が一一体も確認されていることは、そのことを示唆しているようである。調査資料によると、墓穴は一五七〇～八〇年代（第二期）に当たるとされるが、一五五五年以降一五六〇年代まで遡及できないであろうか。遺体は、頭位が北や東に向けられ、どちらかと言えば無秩序に埋葬されていたと思われる状況から見て、墓地が設定されてのち、次第に墓地内が整備され、埋葬も整然と行われるようになつたのである。調査資料からは、第三期の一五八〇年代に成人墓四基が等間隔に配置され、その一基は一期の幼児墓三基の上に位置していることが確認される。三期に該当する一遺体について、発掘調査担当者の田中氏が、一八七センチの長身であること、九州大学の田中良之教授の所見にある、歯のかみ合わせが反つ歯でないという点を考慮すると、外国人の可能性も考えられる。イエズス会関係者の中で府内において死没した者は今のところは確認されない。教会の敷地内に居住していた外国人としては、前述した慈恵の組の会員の一人であつたポルトガル人が考えられる。彼はエ

ステヴァン・マルティンス（スペイン語名エステバン・マルティネス）⁽⁶²⁾と称し、山口出身のキリストンの娘と結婚していた。彼が同所で死没し、下の地所にあつた墓地に埋葬された可能性は高い。墓地の中央には、一五五七年に建てられた墓碑 monument 一基があつた。

おわりに

一五六〇年代に、日本イエズス会はローマの指図に従つて医療活動から手をひいた。このため、府内の病院は慈悲の組の会員達に委託された。彼等のその後の活動については、トルレスがローマの総会長に対する一五六六年一〇月二十四日付、口之津發信の書翰で、次のように報じている。

私達が所有する日本の主要な修院がある豊後の国王の国には、パードレ・ベルシオール・デ・フィゲイレドが二人のイルマンと共にいます。当地には一つの病院があり、当病院では内科 fisco と外科 curugia からなる多くの治療が行われています。⁽⁶³⁾

一病院は、すでに言及したように、二病棟からなる病院と解することができる。内科と外科の他に、トルレスが触れていないハンセン病（腫瘍）患者のための病棟があつた。また、慈悲の組の活動が医療のみならず、組の主要な仕事の一つである葬儀についても続行していたことが、アルメイダの一五七〇年一〇月一五日付、平戸發信の書翰によつて知られる。それによると、アルメイダはトルレスの命により同年豊後府内に赴き、パードレ・モンテに代わつて二ヵ月半府内の教会に滞在したが、彼の棺桶を乗せた輿をはこんだ、という内容である。⁽⁶⁴⁾

その後、慈悲の組の会員達に関する消息は不明である。島津勢が府内を占拠した一五八六年一二月から翌年一月にかけて、イエズス会の宣教師達は府内を退去した。その後、一部の者は府内に戻つたが、大友館の

焼亡と、大友氏の改易を契機にして同周辺地域は急速に衰退して行き病院事業も停止せざるを得なくなつたと思われる。

江戸時代初期に作成された「府内古図」に描かれた、「タイウス堂ケントク寺」は、三〇年以上存続した教会と病院などについての記憶がまだ鮮明に残つていた段階で作成されたのであろう。「古図」に描かれているタイウス堂から直接大路に通じる道は、少し広めである。しかし、実際には大路から教会まで直通する道はなかつたし、一五八四年になつてようやくコレジオから大路に直通する道が造られたにすぎなかつた。

宣教師達が府内の教会領域に関して書き送つたことのほんの一部が、墓地の発掘調査によつて確証されることになった。教会領域に隣接した町屋、中町には少なくとも一、二軒の家があつたが、発掘調査はその存在を裏付ける井戸廐棄土坑を確認した。一方、「府内古図」には中町の西側に位置した町屋についての描写がない。これは、町屋がなかつたためなのか、「タイウス堂」の存在を強調するためであつたのか、あるいはより詳細な情報を持ち合わせていなかつたためであつたのか、分からぬ。

キリストンに関する欧文史料を基調とする研究は、写本作成者によつてたまに言葉が類似語に替えられたり、文章も少しく改められることがあるが、印刷を前提に編集された史料では、現地の事情に顧慮することなく編者の意図のもとに原文が大幅に改変・削除されているために、こうした事情を十分に配慮した上で行われる必要がある。現在は、編纂物ではない良質の史料に基づく研究が行われる状況になりつあると同時に、これに加えて、甚だ限られてはいるが、従来あまり活用されてこなかつた絵図史料や、近年脚光を浴びつづある中・近世考古学資料を積極的に取り入れた総合的研究が推進されるべきであろうと思う。

【註】

(1) 一点は文政一一年（一八一九）に牧在氏によつて写された図や、昭和

一五年四月に再び写された。他の一点は董鶴良敬が所蔵する天保五年
(一八三四) 秋写図のものから昭和六年に写されたものである。

(2) 「一之大路」～「四之大路」の呼称は当時のものではなく、大分県立先

哲史料館主任研究員の鹿毛敏夫氏が便宜上用いたものである。同じく「寺

町筋」の呼称は、大分市歴史資料館の木村幾多郎氏が用いたものである。

(3) ベドロ・デ・アルカソヴァのポルトガルにあるイエズス会貢宛、一五

五四年、ゴア発信の書翰（東京大学史料編纂所編『日本関係海外史料

イエズス会日本書翰集』訳文編之二（上）、一一〇～一一一頁）

(4) 五野井隆史『日本キリストン史の研究』（吉川弘文館、一〇〇一年）

七五～七六頁。

(5) 尾家信也・鹿毛敏夫作図「戦国時代府内の復元想像図」（『大友府内

——みがえる中世國際都市——』 大分県立先哲史料館、一〇〇一年八

月）

(6) 「イエズス会日本書翰集』訳文編之二（下）、一一一頁。

(7) 同右、一一六～一一八頁。

(8) 同右、一一九～一一〇、一一四頁。

(9) 同右、四五頁。

(10) 同右、四六頁。

(11) 同右、一一九頁。原文編之二、一四三頁。

(12) Luis Frois, HISTORIA DO JAPAM, anotada por Jose Witchi, Lisbon,

1976. I, p.70. 稲田毅一・川崎桃太訳『フロイス日本史』（中央公論社、
一九七八年）一一九頁。

(13) 前掲書・訳文編之二（上）、一一五頁。

(14) 前掲書・訳文編之二（下）、七八頁。

(15) ガーナの一五五年九月一日付書翰（前掲書・訳文編之二（下）、九

〇頁）。

(16) 訳文編之二（上）、一一一頁。

(17) 同右、一一一頁。

(18) 訳文編之二（下）、七二一～七三三頁。

(19) 同右、八一頁。

(20) 一五七〇年にロマンブラウ編集・出版された「日本通鑑」Cartas do

Japão ジャポ・espiritual を用ひられてる。

(21) 前掲書・訳文編之二（下）、一〇一頁。

(22) 五野井前掲書、七〇頁。

(23) HISTORIA DO JAPAM. I . pp.104-106. 「ロイス日本史」六、一六六～

一六九頁。

(24) 村上直次郎訳「イエズス会日本通信」（雄松堂書店、一九六八年）上

卷、一一九～一四三頁版収。

(25) マヌエル・国立歴史文書館 Archivo Historico Nacional, Madrid

(AHNM)’ Jesuitas, Legajo 270, No.53. ff.1-IV.

(26) ibid. f.2v.

(27) Cartas que os Padres e Irmãos da Companhia da Jesus, que andão nos

Reynos de Japão & China escreverão.....desde anno de 1549 até o de

1580. Evora, 1598. f.55. 村上前掲書、一四三頁。

(28) ローラ・ヘンケル文書館 Archivum Romanum Societatis Iesu

(ARSI), Jap. Sin., 4. f.72. Cartas (Evora) ジャポ・[扶桑] renda | 朝鮮はだらかados やせなへ cruzados よなへる。あた「...はへて良き地所 hum campo bom, e grande を購入した。いわば、国王が以前に私達

上へ来た甚だ風の地所に隣り合ひて居た」 (f.52) ジャポ。

(29) HISTORIA DO JAPAM. I . p.101. 「ロイス日本史」六、一六〇頁。

(30) ハセニ・國書館 Biblioteca da Ajuda (BA). Jesuitas na Asia, 49-N-50.

f.304v. Cartas (Evora). f.53v. 村上前掲書、一四六頁。

(31) BA. ibid. f.305. Cartas (Evora). f.53. 村上前掲書、一四七頁。

(32) BA. ibid. f.164, 164v. Cartas (Evora). f.63v. 村上前掲書、一七七・一七

八頁。

(33) AHN. Jesuitas, Legajo 270, No.53. f.3v. Cartas (Evora). ff.55v.-56.

(34) ibid. f.5v.

(35) ARSI. Jap. Sin., 4. f.73. Cartas (Evora). f.52. 村上前掲書、一四〇～一四

一頁。

(36) フロイバは「日本史」に記す。トルネスの書翰をもとに、「国王がペーネ・バルタザール・ガーナに与へた別の墓地 chao ザ|ハジ社殿^{ハジ}いれ、」¹ とは死者達を葬るための墓地 seminitorio para enterrar os defuntos ト² 田³、「他に国王の許可を得て病院が造られた」(HISTORIA. I. p.101.)
と記す。

(37) BA. 49 - IV - 50, f.305. Cartas (Evora). f.53v. 村上前掲書、一四七頁。
1 つは死者達を葬るための墓地 seminitorio para enterrar os defuntos ト²

(38) Cartas (Evora). f.84v. 村上前掲書、一〇四～一〇五頁。
田³、「他に国王の許可を得て病院が造られた」(HISTORIA. I. p.101.)
と記す。

(39) ARSI. Jap. Sin., 4. f.173. Cartas (Evora). f.52v. 村上前掲書、一五三頁。
HISTORIA. I. p.122. 「フロイバ日本史」ト¹ 一〇〇〇頁。回詔書では

(40) hospital dos pobres ト³ 「慈心病院」と記す。
hospital dos pobres ト³ 「慈心病院」と記す。
(41) ibid. p.124. 村上前掲書、一〇一頁。
(42) ベーハ¹ | 田中九九年一月一田中書² (BA. 49 - IV - 50, f.163). Cartas
(Evora). f.63v. 村上前掲書、一七六頁。

(43) ibid. f.164. Cartas (Evora). f.64. 村上前掲書、一七七頁。
(44) ibid. ff.164v.-165. Cartas (Evora). f.64v. 村上前掲書、一七九頁。

(45) Documentos del Japón 1558-1562, editados y anotados por Juan Ruiz-
de-Medina S. J., Roma, 1995. pp.237-238.
(46) BA. 49 - IV - 50, f.515v.
(47) Cartas (Evora). f.62v. 村上前掲書、一八八頁。

(48) 本文における出典^{1,2,3}の一箇には、一五五七年にできた病院の建造費が
1 110 クルサド¹であったと記されているが、これは、アルメイダの書翰
を歴綴した者の誤解に基づくものであつて、
Documentos del Japon. p.413.

(49) Documentos del Japon. p.414.
(50) ibid. p.414.

(51) Cartas (Evora). f.72v. 村上前掲書、一九七～一九八頁。
(52) ARSI. Jap. Sin., 4. f.105.

(53) BA. 49 - IV - 50, ff.164v.-165. Cartas (Evora). f.64v. 村上前掲書、一七
九頁。

(54) Cartas (Evora). f.100v.

(55) Documentos del Japon. p.417.

(56) Cartas (Evora). f.83v. 村上前掲書、一〇六頁。

(57) 田中井前掲書、一五九頁。

(58) Cartas (Evora). 84v. 村上前掲書、一〇四～一〇五頁。

(59) ARSI. Jap. Sin., 4. f.208v. Cartas (Evora). f.77. 村上前掲書、一三三六頁。
ibid. ff.212-212v. Cartas (Evora). ff.79v.-80. 村上前掲書、一三三六頁。

(60) 四頁。本文^{1,2}は「聖なる副体の前」³ ト¹ 、ハニオラ版では「墓の前」、「田
牛³ かの夜中おで続³きやした」が、「長時間続³きやした」、「墓碑 mo-
numento ふみ」³ が、「墓 sepulcro ふみ」³ みな。
mimento ふみ」³ が、「墓 sepulcro ふみ」³ みな。

(61) ibid. ff.213v.-214. Cartas (Evora). f.80v. 村上前掲書、一四八頁。

(62) ibid. f.209v.

(63) Cartas (Evora). f.205v. 村上前掲書、ト卷、一九頁。

(64) ibid. f.291. 村上前掲書、ト卷、一三一五頁。

[付記]

本稿作成に当たつては、大分県教育局文化課文化財資料室の田中裕介氏、
大分県立先哲史料館の大津裕司氏及び三重野誠氏から貴重な資料と助言を頂
いた。また、教会敷地の変遷図作成に関しては大橋明子さんによる協力を仰い
だ。記して感謝を申し上げた。

(補註) 「顯徳」の地名については、明治110年作成の「地籍図」にはすでに
大字名として表記され、北限は大智寺より南、東限は四之大路、西限は当
時の旧河道とされる低湿地、南限は祐向寺（推定）あたりまでを含み、ほ
ぼ府内教會¹コノジカの位置に相当する（しかし、江戸時代以来の伝承地
名であると考えられる（田中氏の御教示による）。